

軽油(免税)買入(那覇・先島地区)(単価契約) (R 7 年 6 月～R 8 年 3 月)仕様書

1 品目・規格・予定数量

品 目	規 格	単位	予定数量	備考
軽油 (免税)	JIS 規格 K2204 に該当する規格であること。	リットル	1,840,600	那覇港 (荷姿：バージ)
軽油 (免税)	JIS 規格 K2204 に該当する規格であること。	リットル	660,000	石垣港
軽油 (免税)	JIS 規格 K2204 に該当する規格であること。	リットル	337,000	平良港・長山港

2 納入期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間

3 納入場所 那覇港、石垣港、平良港・長山港に停泊中の当庁が指定する巡視船艇等

4 検 査

- (1) 燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。
- (2) 納品数量は、15℃における石油温度換算量とする。
- (3) 当庁担当官から燃料油の試験性状報告書及び出荷証明書等、検査に必要な書類の提出を求められた場合、速やかにこれに応じること。
 なお、分納の場合で、次回以降の納入に際し、前回の成績書と同一の申し立てをした場合は、提出を省略することができるものとする。
- (4) 上記以外でも担当官から社内成績書の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (5) 法令等に基づき、提出が必要となる書類については、担当官等の求めに応じて提出すること。

5 支払い

代金の請求については、1 ヶ月分を取り纏めのうえ請求するものとし、代金の支払いは、請求に基づき行うものとする。

6 その他

- (1) 上記 1 の数量は搭載の予定を示したものであり、増減が生じる場合でも異議を申し立てないこと。
- (2) 船艇への積み込みにあたっては、燃料油搭載にかかる関係法令等を遵守するとともに、漏油防止に万全を期すこと。
- (3) 本作業に際し、請負者側の責任において生じた損害は、請負者とその賠償の責を負うものとする。
- (4) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。なお、海難・災害等やむを得ない場合を除き、巡視船 (PS 型を除く) については夜間 (17 : 00～08 : 30 の間)、巡視艇及び PS 型巡視船については深夜 (22 : 00～05 : 00 の間) の納入は指定しない。

発注は原則として平日の日中 (8 : 30～17 : 00) に行うものとする。なお、納入日時は夜間又は休日である場合は、可能な限り[直前の平日正午]までに発注を行うものとする。

夜間 (17 : 00～08 : 30 の間) 及び休祝日の積み込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。休日とは、「行政機関の休日に関する法律」に定める日とする。対象時間は、休日全時間帯、平日時間外は 17 : 00 から 08 : 30 の間、休日・平日深夜は 22 : 00 から 05 : 00 の間とする。

- (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所の変更、若しくは取り止めがあった場合は、これに応じること。

- (6) この仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は明記されていない事項については、担当官等に報告し、この指示に従うこと。
- (7) その他この事項に定めのない事項は、第十一管区海上保安本部入札・見積り心得書による。